

第2章 行動計画

本県は、古くから様々な生き物たちと関わりを持ちながら、その恵みを上手に利用することで自分たちの命をつないできました。今でも、本県の生物多様性のポテンシャルは比較的高く、私たちは様々な恵みを受けて暮らしています。しかし、いのちの源である生物多様性は、ここ数十年の間に過度な経済性や効率性の追求により悪化が続いており、絶滅や大きく減少した生き物たちも多く、このまま生物多様性に配慮を欠いた暮らしを続けていくと、将来の私たちの暮らしに大きな影響を与えるおそれがあります。

これまでの自然とのつきあい方を見つめ直し、先人達が築き上げた知恵や技を再認識しつつ、生物多様性に配慮した新たなライフスタイルを作り上げていく必要があります。

ここでは、2050年の目標として掲げた「知る」「活かす」「守る」の3つの目標を達成するために、これから10年間で取り組む施策の方向性を7つの10年戦略として示します。



知る — 10年戦略① —

「生物多様性に関する知見の充実や人財の育成を図る」

野生生物の生息状況等に関する各種調査は、得られた知見を、様々な開発や生産現場、日々の暮らしにおける生物多様性への配慮に活かしていく上で重要であるとともに、生物多様性に関する人財を育成する上でも継続的に実施していくことが求められます。

各種調査をもとに作成した、青森県の希少な野生生物(青森県レッドデータブック)や青森県外来種リストなどの各種資料は、開発の際の自然環境保全対策の検討や、環境教育活動などに活用されていることから、定期的な見直しを行い、現状に即したものに改善していくことが必要です。

また、大学、研究機関、博物館、水族館、専門家、行政機関などによる調査研究や、個人や団体などが長年にわたる調査活動で収集した、地域における自然環境や生物についての資料など、多様な主体が様々な形で保有している情報を共有し、有効に活用していく必要があるとともに、調査活動を担う人財の育成も急務となっています。

生物多様性は、長い年月をかけ、地域の文化、技術、知識をも育んでいることから、それらに関する知見の充実や継承を通じて地域の自然環境の保全につなげていくことも重要です。

◇具体的な取組

(1) 野生生物の生息・生育状況の把握を推進

○県内の野生生物の生息・生育の状況を把握するとともに、絶滅のおそれのある希少種については「青森県レッドリスト」として、生態系や農林水産業等へ影響を及ぼすおそれのある外来生物についても「青森県外来種リスト」としてとりまとめます。



- 田んぼや川の生き物調査などを通じて、農村地域における生態系の現状を把握します。
- 弘前大学による「白神標本百年プロジェクト」など、大学や調査研究機関による各種調査を促進します。
- 市民グループ等による白神山地のブナ林やベンセ湿原におけるモニタリング調査など、ボランティア組織等による各種調査活動を促進します。

(2) 自然環境と暮らしや文化との結びつきの把握を推進

- 暮らしのなかに息づく、地域の生き物たちと関連のある伝統芸能や祭などの年中行事、料理、建築材料、工芸材料など伝統的な生物資源利用の知恵や技、地域における生き物の呼び名などに関する情報を収集します。

(3) 施設の連携等による自然環境に関する知見の集積を推進

- 自然環境に関連する各種施設(大学、研究機関、博物館、ビジターセンター、体験施設等)のネットワーク化による情報の共有を図り、自然環境に関する知見の集積に取り組みます。
- 公的機関のみならず、市民団体等が把握している情報なども含め、総合博物館である県立郷土館を核とした自然環境に関する資料の収集を進めます。

(4) 地域における自然環境の把握を担う人財の育成を推進

- 地域における自然環境の把握を担ってきた人財のデータベース化を進めるとともに、人財を活用した知識の継承機会の創出を促進します。

知る — 10年戦略② —

「県民の生物多様性に関する理解を促し保全意識を育む」

県民が生物多様性の価値を理解し、生物多様性の保全に向けた行動を取るためにには、環境学習の推進が効果的です。

身近な自然の中での生き物とのふれあいなど、自然を体感することが効果的であり、体験型の環境学習の充実が期待されるとともに、様々な機会や場を通じて、継続的な普及啓発を行っていく必要があります。

生物多様性に関する環境学習の推進においては、自然や環境について理解を深めるプログラムの実施、環境学習を指導できる人財の育成、環境保全活動に取り組む地域、事業者、団体、行政などの連携なども重要です。

◇具体的な取組

(1) 情報の発信及び普及啓発の推進

- 生物多様性に係る情報を発信するためのWebサイトを立ち上げ、希少種や外来種、身近な生き物に関する情報、関係法令、資格制度、助成制度、イベント情報等、調査活動や保全活動に役に立つ情報を発信します。
- 県立自然ふれあいセンターをはじめ、県内各地に整備されている自然体験・普及啓発施設における情報発信及び普及啓発活動を推進します。
- 生物多様性に係る各種情報の提供を通じ、市町村における生物多様性地域戦略の策定を促進します。

(2) 自然とのふれあい推進

- 県内各地に整備されている自然体験施設における体験プログラムの充実などを通じて利用の促進を図ります。
- 森林体験活動や森林レクリエーション、田んぼや水辺の生き物調査、農林水産業体験など、農林水産業の現場を学びの場として活用する等の取組を進め、自然環境や地域文化への理解促進を図ります。
- 都市公園や緑地などの計画・維持・管理への県民参加を推進するとともに、地域における緑化活動や各家庭・事業所の壁面緑化や緑のカーテンづくりへの参加促進など、身近な緑づくりを推進します。

(3)環境学習の取組推進

- 生き物たちとのふれあいの場、指導者、プログラムなど、環境学習に必要な情報の提供などを通じて、学校や家庭、地域における生き物や水質の調査など体験型の環境学習活動を推進します。
- 児童生徒の学習段階や様々な対象に合わせたプログラムや教材の整備を進めるとともに、学校や地域、事業所などへの出前トークによる講師派遣や環境出前講座などを通じて環境学習活動を推進します。
- リサイクル活動や生き物調査など、地域において子どもたちが自主的な環境学習や実践活動に取り組む「こどもエコクラブ」の結成、活動を促進します。

(4)環境学習の指導者育成を推進

- 低炭素・循環型・自然共生社会づくりなどに関する幅広い知識や経験を有する人財を発掘してデータベース化するとともに、環境学習に総合的に取り組むことができる人財の育成を図ります。
- 県総合学校教育センターにおける研修等を通じて、教員の環境教育に係る資質の向上に努めます。

※出前トーク

県政に関係する様々なテーマについて、県民の皆さんの集会等に県職員が直接出向いてお話しし、意見交換を行う制度で、生物多様性やレッドデータブックもテーマに設定している。

※こどもエコクラブ

地域における子どもたちの主体的な環境学習や活動を支援するため、国が平成7年度に創設した制度。幼児から高校生までの数人のメンバーと大人のサポートでグループをつくり、こどもエコクラブ全国事務局に登録する。

活かす — 10年戦略③ —

「自然環境に配慮し生物多様性の恵みの持続可能な利用を図る」

農林水産業は、野生動物を家畜化したり、在来植物を品種改良して生産活動を行っているほか、土壤微生物、受粉、生物防除、藻場、プランクトン等、様々な生き物たちの力を借りるなど、生物多様性の豊かさによって成り立っています。一方、農薬や肥料の不適切な使用、河川や海洋の水質の汚染などは、生産基盤のみならず、水の循環を通じて河川や海をはじめ生活環境まで広く影響を及ぼし、様々な生き物たちの生息・生育環境の悪化を招きます。

県土の約7割を占める森林は、多様な生物の生息・生育の場として重要な役割を担っていることから、林業生産との調整を図りながら、森林の有する公益的機能を発揮させていくことが重要です。

水産業は、生物多様性と直接的に関係する産業であり、今後も持続可能なものとするためには、生産力を支える海や湖沼・河川の生態系を健全に保つことが不可欠です。また、沿岸域は特に、幼稚魚の育成場所でもあり、生物多様性が豊かであることから、それらを育む干潟や藻場などの適切な保全が求められています。

一次産業は、本県の基幹産業であることから、その持続性を意識し、基盤である自然環境の保全に向けて、自然環境と共生した生産活動とする必要があります。

また、観光における自然資源の利用にあたっては、施設整備やその利用による自然環境への影響を最小限に抑えることや、来訪される方に地域の自然環境と暮らしとのつながりを理解いただくなど、自然環境に配慮した取組を進めることが必要です。

企業活動においては、生物多様性に配慮しないことは事業継続上のリスクの一つであることから、県内企業に対しても、生物多様性と事業とのつながりについて啓発し、生物多様性の恵みの利用を持続可能なものとする必要があります。

◇具体的な取組

(1) 生物多様性の保全をより重視した農林水産業の推進

- 物理性、化学性、生物性など総合土壤診断に基づく適正施肥の普及啓発を進め 健康な土づくりを推進します。
- エコファーマー認定制度や特別栽培農産物認証制度の利用促進、総合的病害虫・

雑草管理(IPM)や農業生産工程管理(GAP)などの取組を進め、有機栽培や農薬・化学肥料の使用を低減した環境にやさしい農業を推進します。

- 森林の有する公益的機能の持続的な発揮に配慮した森づくりを進めるため、間伐対策に取り組むとともに、ヒバやブナなどを主体とした郷土樹種の植栽や長伐期施業の推進と県産木材の利用促進を図ります。
- 漁業公害の防止や漁場環境の美化活動を進め、海面、内水面漁場の環境保全を図ります。
- 漁業対象となる海洋生物の適切な資源管理に努め、将来にわたって水産物の生産ができるよう、海洋生物資源の維持を推進します。

(2) 生物多様性保全型の観光利用の推進

- 観光における自然資源の利用にあたっては、地域の自然環境を知り、活かし、守る観点から、エコツーリズムなどの取組を進めることにより、持続可能な利用を推進します。

(3) 生物多様性に配慮した企業活動の促進

- 県内の各種事業者に対し、生物多様性民間参画ガイドラインの普及を進め、事業者による生物多様性保全への取組や生物多様性認知度の向上を図ります。
- 生物多様性の保全や配慮に取り組むことを、事業者がメリットと感じられる仕組みの構築を図ります。

※エコファーマー認定制度 エコファーマーとは、持続性の高い農業生産方式の導入の促進に関する法律に基づいて、「土づくり」「化学合成農薬低減」「化学肥料低減」の3つの技術を一体的に行う生産方式に関する導入計画」を知事に提出して認定を受けた農業者の愛称。

※特別栽培農産物認定制度 農薬や化学肥料を使わないか、その地域の一般的な栽培方法よりも使用量を5割以下に減らして栽培した農産物を「特別栽培農産物」として認証する制度。

※総合的病害虫・雑草管理(IPM) 病害虫や雑草の発生予察情報等に基づき、耕種的防除、生物的防除、化学的防除、物理的防除を組み合わせた防除を実施することにより、病害虫や雑草の発生を経済的被害が生じるレベル以下に抑制し、かつ、その低いレベルを持続させることを目的とする病害虫管理手法。

※農業生産工程管理(GAP) 農業生産活動を行う上で必要な関係法令等の内容に則して定められる点検項目に沿って、農業生産活動の各工程の正確な実施、記録、点検及び評価を行うことによる持続的な改善活動。

※エコツーリズム 地域にある自然資源を守りながら、持続的に利用することにより、地域の魅力向上による観光振興、地域活性化等に寄与することを目的とする観光のあり方。

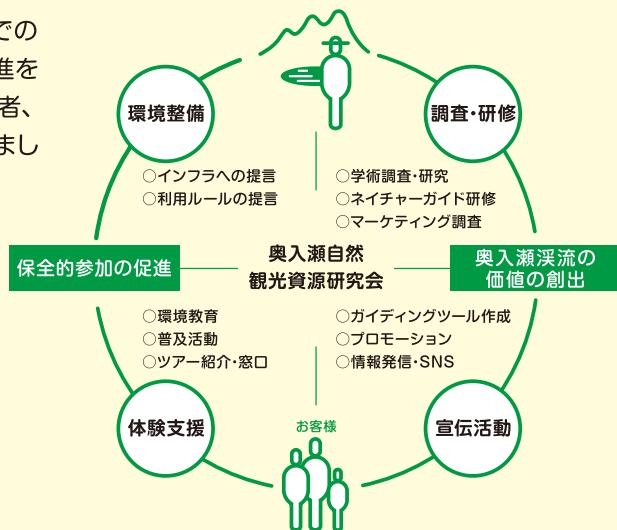
※生物多様性民間参画ガイドライン 事業者が生物多様性の保全と持続可能な利用のための活動を自主的に行う際の指針として環境省がとりまとめたもの。



コラム

奥入瀬自然観光資源研究会(奥入瀬渓流モスプロジェクトの取組)

奥入瀬・十和田湖・南八甲田山麓での持続可能なネイチャーツーリズム促進を目的に、ネイチャーガイド、学術経験者、奥入瀬のファンなどにより設立されました。生物多様性への理解と、その保全的利用を推進するため、コケ植物をはじめとする学術調査、動植物や地質の専門家を招聘してのガイド研修、そしてこの地域ならではの自然の魅力を発信していく活動を行っています。



田舎館村の田んぼアート

田舎館村には縄文時代や弥生時代の遺跡が数多くあり、弥生時代中期の水田跡、垂柳遺跡が全国的に有名です。そこで、弥生時代からの北方稻作文化を今に伝えるために、平成5年に始めた、昔ながらの手作業で田植えから稲刈りまで行うイベント「稻作体験ツアー」において、米づくりの楽しさ、農業のおもしろさをより多くの人に知ってもらうために、色の違う稲を使って稻文字を描いたのが田んぼアートの始まりです。今では、色の違う9種類の稲の品種を使い、年々図柄は細かく芸術性も高くなってきています。



活かす — 10年戦略④ —

「生物多様性の恵みを評価し新たな価値を創造する」

私たちは自然から様々な恵みを受けていますが、生物の生息・生育環境の悪化や消失などにより、その恵みが十分に受けられなくなることが予想されます。将来にわたって、自然からの恵みを受け続けるためには、自然の価値を評価し、地域がその価値を認識しながら利用するとともに、受益者がそれらを守るための経費を地域へ還元することなども必要とされています。

また、バイオマスの有効活用など、自然資源を利用する新たな技術と生活様式を創出していくことや自然環境に配慮して生産された農林水産物や商品に新たな経済価値を付与するとともに、消費者は自然環境に配慮した商品を選択することも必要です。

◇具体的な取組

(1) 生物多様性の経済的価値評価の推進

○生物多様性がもたらしている多様な恵み(生態系サービス)について、様々な手法を用いて経済的価値の評価を進めます。

(2) 生物多様性に配慮した商品に対する付加価値の付与を推進

○農産物に表示される「エコファーマー認定」、「有機JAS認証」、「青森県特別栽培農産物認証」、林産物に表示される「FSC森林認証」、「SGEC森林認証」、水産物に表示される「MSC認証」、「ASC認証」、「マリン・エコラベル」など、各種認証制度の取組を推進します。

○自然環境に配慮した活動の一環として生産された農産物に付加価値を付与するなどの取組を促進します。

(3) 生物多様性の恵みを背景とした、地域文化、暮らし、産業の関係性を再構築

○生物多様性がもたらす多様な価値が支え合う「ブナ型自然共生モデル」の確立に向けて、白神山地をモデル地域として、暮らしに息づく多様な価値を見つめ直し、自然環境と地域住民、観光客、産業などとの関係性を再構築することで地域の自然環境や文化の保全と地域の活性化を目指す「白神イニシアティブ」の取組を推進します。

○地産地消型のバイオマス資源の有効活用を推進します。

| | |
|------------|---|
| ※有機JAS認証 | 「農林物資の規格化及び品質表示の適正化に関する法律(JAS法)」に基づく有機食品の認証制度。有機農産物や有機加工食品などの生産方法についての基準を定め、この基準を満たすものだけを「有機」と表示できるようにしたもので、農林水産省の登録認定機関が認証を行う。 |
| ※FSC森林認証 | 世界中すべての森林を対象として、環境、社会、経済の観点から森林管理が適正に行われているかどうかを審査・認証する制度で、適切な森林管理が行われていることを認証する「森林管理の認証(FM認証)」と森林管理の認証を受けた森林からの木材・木材製品であることを認証する「加工・流通過程の管理の認証(CoC認証)」の2種類の認証からなる制度で、森林管理協議会(FSC)に認定された認証機関が審査を行う。 |
| ※SGEC森林認証 | 国際的な基準を用いて、国内において持続可能な森林経営を行っている森林を認証するシステム。森林の所有者や管理者が取得することで、日本の森林管理のレベルを向上させ、豊かな自然環境と木材生産を両立する健全な森林育成を保障するもの。認証森林から産出される認証林産物の加工・流通過程を管理するSGEC認証林產物流通のシステムもある。 |
| ※MSC認証 | 持続可能で適切に管理されている漁業であることを認証する「漁業認証」と、流通・加工過程で、認証水産物と非認証水産物が混じることを防ぐCoC(Chain of Custody)認証の2種類の認証から成る認証制度です。国際的なNPOであるMSC(Marine Stewardship Council)により運営・管理されている。 |
| ※ASC認証 | 環境に大きな負担をかけず、地域社会にも配慮した養殖業を認証する制度で、ASC(Aquaculture Stewardship Council)により運営・管理されている。 |
| ※マリン・エコラベル | 資源と生態系の保護に積極的に取組んでいる漁業を認証し、その製品に水産エコラベルをつけるもので、マリン・エコラベル・ジャパン(MELジャパン)により運営・管理されている。 |



生態系サービスの経済価値評価(白神山地を例に)

自然環境は、食料、資材、遺伝資源、水などの「供給サービス」、空気の浄化や炭素の蓄積、災害の抑止や水の浄化などの「調節サービス」、レクリエーション利用や信仰の場所などの「文化的サービス」、多様な生物の生息基盤などの「基盤サービス」など、様々な生態系サービスを私たちに提供しています。また、これらのサービスの経済的価値は、木材・食料の供給や観光利用などの直接的利用価値をはじめとした「利用価値」から、景観や野生動植物の生息環境など、将来世代に残したいと考える価値や存在すること自体の価値などの「非利用価値」まで幅広く存在しています。

白神山地を例に取れば、世界自然遺産へ登録されたことを踏まえ、その非利用価値（遺産価値、存在価値）を評価していくことが重要です。一方、白神山地は、他の世界自然遺産地域と比べるとシンボリックな対象（大型ほ乳類、特定樹木、景観等）を掴みにくく、その価値とともに保全すべき対象も一般に広く認識されにくい状況にあるため、非利用価値を経済価値として評価することはとても難しいこともあります。そこで、白神山地の自然環境が提供している生態系サービスのうち、これまで、経済的価値が認識されていなかった非利用価値に着目して、CVM（仮想的市場評価法）による評価を行いました。

その結果、評価の視点により差異はあるものの、これまで経済的な価値が認識されていなかった生態系サービスについても年間数千万円から数百億円の価値があると国民や来訪者が評価していることが明らかとなりました。

| 評価対象 | 種類 | 生態系サービスの経済価値評価額 | | |
|--------------------------|------------------|-----------------|------------------------|--------|
| | | 支払意思額 | 受益者 | 年間価値総額 |
| (1)森林生態系の再生活動 | 存在価値 | 1,877円/年 | 国民 (5,200万世帯) | 976億円 |
| (2)生物多様性保全活動 (暗門の滝歩道) | 存在価値 利用価値(レク) | 878円/回 | 暗門の滝訪問者 (年間38,097人) | 0.34億円 |
| (3)シカの被害防除 | 存在価値 | 1,393円/年 | 国民 (5,200万世帯) | 724億円 |
| (4)保護区域設定による 生物多様性保全 | 存在価値 | 1,651円/年 | 国民 (5,200万世帯) | 859億円 |

〈出典〉

(1)(3)(4)「白神山地の自然環境保全に関するアンケート」三菱UFJリサーチ&コンサルティング株式会社 (2013年2月)

(2)平成24年度青森県生物多様性地域戦略の推進に向けた生物多様性の経済価値評価に関する調査報告書

(青森県自然保護課 (2013年2月)

※CVM（仮想的市場評価法）：環境変化に対する支払意思額（環境を守ったり生態系サービスを向上させるために支払っても構わない最大額）や受入補償額（環境を守らないことで生じる不利益を受け入れるために必要な最小の補償額）を人々に尋ねて、環境の価値を評価する方法。

守る — 10年戦略⑤ —

「野生鳥獣と人との調和共存を図る」

人口の減少やライフスタイルの変化に伴い、野生鳥獣と人との関係性が大きく変化してきていることから、調和共存を図るには、地域個体群の安定的な存続と、生活環境、農林水産業、生態系への被害の防止を基本に、様々な方法で対応する必要があります。

生息環境の悪化等により個体数を減少させている種がある一方、生活環境や農林水産業、生態系に被害を及ぼしている種もあります。このような種については、生息環境の保全管理や個体数の調整、被害防除などを組み合わせた総合的な対策が必要となっています。しかし、個体数の管理や被害防除の担い手である狩猟者が高齢化等により減少していることから、新たな狩猟者の育成や、捕獲を専門的に行う事業者の育成など、担い手を確保する必要があります。

また、野生鳥獣の生息状況調査、野鳥などの違法捕獲・飼養の防止、傷病鳥獣の保護、鳥インフルエンザへの対応や耕作放棄地、荒廃森林の解消などの取組も進めていく必要があります。

◇具体的な取組

(1) 野生鳥獣と人との関係性の再構築に向けた取組の推進

- 野生鳥獣の生態に基づいた接し方など、適切な情報発信を進めます。
- 生息環境の管理、野生鳥獣を引き寄せない営農管理や侵入防止柵の設置等による被害の防止を総合的に実施するとともに、野生鳥獣のエサとなるものを人の生活圏の中に放置しないなど、人と野生鳥獣との棲み分けを促進し、適切な関係づくりを進めます。
- 野生鳥獣による被害防除の担い手である狩猟者の確保、育成を推進します。

(2) 野生鳥獣の適切な保護管理

- 鳥獣保護区や休猟区の指定を適切に行うとともに、鳥獣保護員の配置や標識の設置等を通じて野生鳥獣の保護を進めます。
- 農林水産物、生活環境、生態系等への被害が深刻化している野生鳥獣については、保護管理計画を策定し個体数を管理するなど、科学的知見に基づく適切な管理を進めます。



下北半島のニホンザルの保護管理

下北半島に生息するニホンザルはヒト以外の霊長類では、世界で最も北に生息しており国の天然記念物に指定されています。近年、生息数の増加や生息域の拡大が進み、各地で人的被害や農作物被害を引き起こし、地域住民との軋轢が生じています。

このため、県では、人とサルの棲み分けと共生を目的に、下北半島ニホンザル対策評価科学委員会を設置するとともに、平成15年度に下北半島ニホンザル特定鳥獣保護管理計画を策定し、天然記念物であるニホンザルの適正な生息頭数を維持するために、毎年度実施するモニタリング調査の結果を基に、関係市町村等と連携しながら、被害防除対策や個体数調整を実施しています。



守る — 10年戦略⑥ —

「絶滅のおそれのある野生生物やそれらを育む生態系を保全する」

生物の生息・生育地は、一度失われると再生させることは難しいことから、法律や条例等に基づく保全地域の指定や公有地化などによって確実に保全することが望まれます。保全地域を生態系ネットワークの拠点として保全していくためには、調査に基づいた指定区域の拡大など、見直しを進めていかなければなりません。指定した保全地域については、定期的な調査を実施し、適切な管理を行うことが求められます。

県内には、森林、農地、都市、河川、湖沼、湿地、海岸など、様々な生態系がそれぞれつながりを持って存在しています。そのため、生態系ネットワークの形成に向け、それぞれの自然や地域社会の特性に応じて、生物の生息・生育空間の保全と再生・創出に取り組む必要があります。また、絶滅のおそれのある野生生物や生態系に影響を及ぼすおそれのある外来生物の現状を把握し、生態系の保全に繋げることが必要です。

生態系を保全することは、生態系がもたらす様々な恵みを守ることにつながることから、その受益者がその保全に責任を持つ仕組みづくりも必要です。さらには、生物多様性に影響を及ぼしている大きな要因として地球温暖化が挙げられており、地球温暖化防止対策と生物多様性保全対策は一体として進める必要があります。

◇具体的な取組

(1) 生物多様性保全上重要な地域の保全

- 世界自然遺産地域、ラムサール条約湿地、自然公園、自然環境保全地域、青森県ふるさとの森と川と海の保全及び創造に関する条例による保全地域、保護水面区域、鳥獣保護区など、各種制度により保護されている地域について適切な保全管理を図ります。
- 自然公園については、生活空間等も含まれることから、区域及び公園計画の点検を進め、必要な見直しを行います。
- 生物多様性の保全上重要な地域を抽出するとともに、保全対策を促進します。
- 森林の多面的機能を発揮するため、保安林制度により目的に応じて保安林の指定を進めるとともに、伐採や転用等に係る林地開発許可制度を適切に運用します。

(2) 希少種や在来種の保全

- 希少な野生生物の生息状況等についてはレッドリストとして、在来種など生態系への影響が懸念される外来生物については外来種リストとして整備し、県民への理解の促進を通じて希少野生生物及び在来野生生物の保護を図ります。
- 希少な生物の生息・生育地情報や生物多様性に配慮した工事事例等の集積を図り、公共工事を所管する府内各課と情報を共有することで、計画段階から生物多様性への配慮が図られるような体制の整備を進めます。
- 学術上価値の高い野生動植物については県天然記念物へ指定することなどにより、適切な保護を図ります。
- 国立・国定公園内において、荒廃した植生の復元や生態系へ影響を及ぼしている外来種の防除対策を推進します。
- 国、県、市町村、民間団体等と連携を図りながら、外来生物による農林水産業や生態系などへの影響を防止する対策を推進します。
- 希少種の保全や外来種の侵入・拡大を防止するための条例など、生物多様性を保全する制度の拡充を進めます。

(3) 里海、里地、里山の保全

- 里海、里地、里山の保全には、そこに暮らし、営みを続けていくことが必要であることから、農山漁村の定住対策、農林漁業の経営安定化対策、担い手対策、耕作放棄地対策などを総合的に進めます。
- 農村の自然環境や景観、水辺などを良好に維持・保全することにより美しい田園空間の形成を推進します。
- 水源涵養など、森林の有する多面的機能を保全するため、ブナ、ヒバ等の郷土樹種の植栽や複層林化、適切な除伐・間伐等による森林の適正な整備、松くい虫被害やナラ枯れ被害の防止対策を推進します。
- 海岸清掃などによる漁場環境の保全や藻場の整備などを進めます。
- 農林水産業や農山漁村の基盤整備を行う際は、法面保護への在来種利用や地域の木材、土、石などの自然素材を優先利用するなど、遺伝子搅乱や生態系の破壊に配慮します。
- 休耕田やため池等を活用した生き物たちの生息・生育の場の創出など、生態系を再生する活動を促進します。
- 巨樹・古木等の生育状況や保全についての普及啓発を進め、鎮守の森や地域のシンボルとなっている巨樹・古木を緑の遺産として保全する取組を促進します。

(4) 健全な水循環の確保と生態系ネットワークの保全

- 山から川、川から海、海から山へと循環する水の流れを一体ととらえた、森・川・海の保全と再生を推進します。
- 流域住民等が協働で行う水資源保全活動の支援などにより、森と川と海のつながりの保全を推進します。

- 県内の河川及び湖沼において水生生物の保全に係る水質環境基準に関する類型指定を行うとともに、十和田湖や小川原湖、十三湖、陸奥湾などの湖沼・海域等の水質保全対策を推進します。
- 自然環境保全地域や自然公園などの重要な自然地域を核とし、国有林における「緑の回廊」やそれと連結するよう設定した「民有林緑の回廊」などで形成される、野生生物の生息・生育空間の連続性が確保された生態系ネットワークの保全を推進します。

(5) 生態系サービスに対価を支払う仕組みづくり

- 自然資源を利用した観光地における自然環境保全経費を来訪者に負担いただくことや、自然資源を利用している企業が地域と共に保全活動に取り組むなど、様々な生態系サービスの受益者が自然環境保全経費等を負担する仕組みづくりに取り組みます。

(6) 生物多様性の観点からの地球温暖化防止対策の推進

- 地球温暖化は生物多様性を悪化させる大きな要因となっていることから、青森県地球温暖化対策推進計画に基づく、再生可能エネルギー導入促進、オフセット・クレジット（J-VER）制度の活用を通じた森林整備の促進、低炭素型ライフスタイルの推進、民間資金を活用した経済的インセンティブを付与する仕組みづくりなど、生物多様性の保全に配慮しながら、地球温暖化防止対策を推進します。

※緑の回廊

原生的な天然林や貴重な野生生物の生育・生息地等を保全・管理するため、保護林を中心にネットワークを形成する「緑の回廊」を設定し、野生生物の移動経路を確保することで、より広範かつ効果的な森林生態系の保全を図ることとしているもの。

※オフセット・
クレジット
(J-VER)制度

直接削減できないCO₂の排出分を、植林やクリーンエネルギー関連の事業などで相殺するカーボン・オフセットに用いるために発行されるクレジットのこと、環境省が認証する制度。



コラム

白神山地・暗門の滝周辺における森林環境整備推進協力金による環境整備

白神山地の暗門の滝遊歩道周辺は、世界遺産への登録以降、観光客の入り込み客が増加する一方で、自然環境への影響や環境美化、安全対策、歩道整備等にかかる経費の増大が課題となつたことから、平成14年に「森林環境整備推進協力金」制度（林野庁）を導入し、地域の関係者による「白神山地・暗門の滝」森林環境整備推進協議会が、協力金を受取し、遊歩道の整備等、森林環境の整備を行っています。



みんなで 取り組む — 10年戦略⑦ —

「多様な主体の参画と協働による生物多様性保全活動を促進する」

生物多様性の保全と持続可能な利用を進めるためには、生物の生息・生育環境の確保、調査研究、普及啓発、環境教育、日常生活での配慮、産業活動での配慮といった様々な取組を効果的に実施することが必要です。

そのためには、県民や事業者、民間団体、教育機関、専門家や研究機関、行政などの多様な主体それぞれが当事者意識を持ち、自発的に行動を進めるとともに、ひとつの課題について、様々な主体がひとつのテーブルにつき、解決策を見いだしていくような取組を進めることや、企業が市民団体の活動を支援するなど、多様な主体の協働により取組を進めていくことも重要です。

また、生物は、市町村や県などの行政区域を越えた広がりを持つことから、隣接する県や市町村などが互いに連携を図りながら取組を進めることが重要です。

さらに、行政における生物多様性を保全する取組は、環境分野だけではなく、産業、建設、教育など、様々な分野にわたっていることから、様々な行政計画に反映させ、総合的に取り組む必要があります。

◇具体的な取組

(1) 多様な主体の参画と協働の促進

- 生物多様性地域連携促進法に基づく地域連携保全活動支援センターを自然保護課内に設置し、生物多様性に関する情報の提供を進めるとともに、生物多様性の保全に関する関係者間の連携や学校や地域における環境教育活動への外部講師の紹介などに取り組みます。
- 生物多様性の保全につながる様々な制度（中山間地域等直接支払、資源向上支払、ふるさとの水辺サポーター、アダプト・プログラムなど）の積極的な活用を進め、県民の参加による自発的な活動を促進します。
- 県内の生物多様性関連施設等を活用した、生物多様性の保全や利用について定期的に語り合う場の創出や、生物多様性に関わる具体的な課題について、様々な主体がひとつのテーブルにつき、解決策を見いだしていくような仕組みづくりを進めます。
- 多様な主体による生物多様性の保全活動の取組について、様々な機会を活用した広報活動や、各種表彰事業への推薦などを通じて、活動の促進を図ります。

(2) 総合的、広域的な取組の推進

- 市町村における生物多様性地域戦略の策定を支援するとともに、県や市町村が策定する行政計画への生物多様性の保全の反映を促進します。
- 「生物多様性自治体ネットワーク」への参加を通じて、全国の都道府県や市町村との連携・交流を推進します。
- 県庁内の関係部局が連携して、生物多様性の保全に向けた取組を推進するための体制づくりを進めます。

| | |
|------------------|--|
| ※地域連携保全活動 支援センター | 各主体間における連携・協力の斡旋(あっせん)、必要な情報の提供や助言を行う拠点として、生物多様性地域連携促進法において地方自治体が設置に努力するよう定められている。 |
| ※中山間地域等 直接支払 | 農業生産の維持を図りながら、多面的機能を確保するために、農業生産条件が不利な状況にある中山間地域等に交付金を支払う制度。 |
| ※資源向上支払 | 農地の多面的機能の維持、増進を図るため、地域資源(農地、水路、農道等)の質的向上に資する施設の軽微な補修や農村環境保全の共同活動などに対して支援するもの。 |
| ※ふるさとの水辺 サポーター | 河川・砂防指定地・海岸の一定区間について、住民や企業といった団体の自発的なボランティアを募集し、これらの団体に河川・砂防指定地・海岸の「サポーター」となっていただく制度で、行政と地域住民との協働によって、ボランティア活動が促進され、地域の河川・海岸をもっと身近なものにして、よりよい環境をつくろうというもの。 |
| ※アダプト・プログラム | 一定区間の公共の場所において市民団体や企業が美化活動(清掃)を行い、行政がこれを支援する制度。 |
| ※生物多様性自治体 ネットワーク | 自治体が相互に生物多様性の保全や持続可能な利用に関する取組や成果について情報発信を行うとともに、「国連生物多様性の10年日本委員会」の構成員として他のセクターとの連携・協働を図り、2010年の第10回生物多様性条約締約国会議(COP10)で採択された愛知目標の実現に資することを目的として設立された。 |